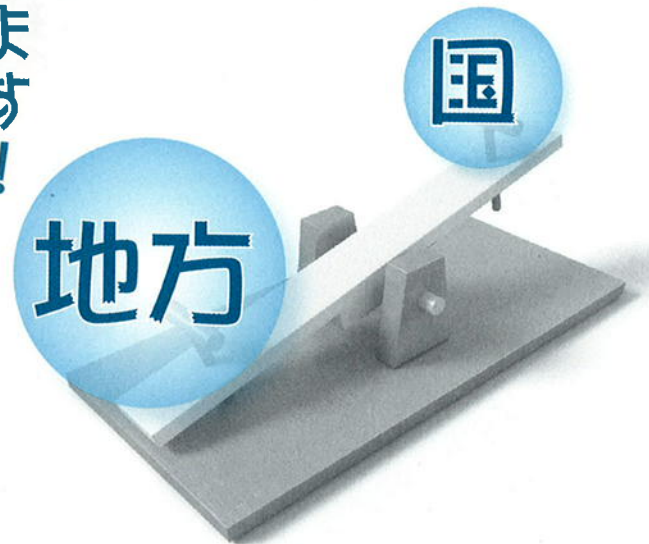


税の配分

を地方へ

平成19年度から住民税
(町県民税) が変わります！



地方の自立に向けて、3兆円規模の税が地方へ配分されることになりました。(税源移譲)

住民税(町県民税)と所得税(国税)の税率を見直すことによって実施されます。

住民税(所得割)の税率が10%に統一

住民税(所得割)の税率は、平成19年度から所得の多い少ないに関わらず、一律10%に変わります。これに伴い所得税の税率が4段階から6段階に改正されますので、住民税と所得税を合算した場合、負担は基本的に変わりません。住民税については最低税率が5%から10%に引き上げ、最高税率が13%から10%に引き下げとなっていますが、所得税は逆に最低税率が10%から5%に引き下げ、最高税率

が37%から40%に引き上げとなります。なお、この改正に伴う税負担が増えないよう措置が講じられます。

住民税と所得税の税率表

| 住民税(所得割)の税率 | | | | 所得税の税率 | | | |
|----------------|------|-------------------------|------|----------------|------|------------------|------|
| 現行 (平成18年度) | | 改正後 (平成19年度~) | | 現行 (平成18年分) | | 改正後 (平成19年分~) | |
| 課税所得 | 標準税率 | 課税所得 | 標準税率 | 課税所得 | 標準税率 | 課税所得 | 標準税率 |
| 200万円以下 | 5% | — (町民税6%) (県民税4%) | 10% | 330万円以下 | 10% | 195万円以下 | 5% |
| 700万円以下 | 10% | | | 900万円以下 | 20% | 330万円以下 | 10% |
| 700万円超 | 13% | | | 1800万円以下 | 30% | 695万円以下 | 20% |
| | | | | 1800万円超 | 37% | 900万円以下 | 23% |
| | | | | 1800万円以下 | 33% | 1800万円超 | 40% |

- 言葉の解説**
- 所得税・・・個人の所得に対して課せられる国税。
 - 住民税・・・地方税の一つ。個人と法人の所得を課税対象とするもので、町民税と県民税を合わせたものをいいます。
 - 課税所得・・・所得金額から基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの諸控除額を差し引いた金額
 - 所得割額・・・課税所得×税率－税額控除